

平成 29 年

第 1 回

月形町農業委員会総会

議事録

平成 29 年 1 月 26 日

月形町農業委員会

招 集 年 月 日	平成29年1月19日					
招 集 の 場 所	樺 戸 郡 月 形 町 役 場 委 員 会 室					
開 閉 日 時	開会	平成29年1月26日	午後3時30分	議 長	多 田 正 光	
	閉会	平成29年1月26日	午後4時40分	議 長	多 田 正 光	
応(不応)招集委及び 出席並びに欠席委員 出席 11名 欠席 0名 ○ …… 出席 × …… 欠席 公 …… 公務欠席	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
	1	直 浩 亨	○	7	鹿 嶋 春 雄	○
	2	中 嶋 雅 義	○	8	青 柳 弘 美	○
	3	黒 宮 勝 美	○	9	西 川 優	○
	4	小 野 栄 治	○	10	渡 辺 祥 紀	○
	5	福 井 誠	○	11	多 田 正 光	○
	6	大 江 健 一	○			
出席した職員	事務局長	梅 澤 政 仁	主任主事	佐 藤 直 樹		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり					
会議に附した議件	別紙議事日程のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成 29 年 第 1 回 月 形 町 農 業 委 員 会 総 会

平成 29 年 1 月 26 日

午後 3 時 30 分

月形町役場 委員会室

議 事 日 程			
番号	議案番号	件 名	摘要
1		議事録署名委員の氏名 番 委員 番 委員	
2		会期の決定	
3		会務報告	
4	報 告 第 1 号	農用地のあっせん申し出について（売渡し 1 件）	P 1
5	報 告 第 2 号	農用地のあっせん申し出について（売渡し・貸付け 2 件）	P 2～3
6	報 告 第 3 号	あっせん委員会報告について	P 4～10
7	議 案 第 1 号	農地法第 5 条の規定による許可について（変更 1 件）	P 11
8	議 案 第 2 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定 7 件）	P 12～18
9	議 案 第 3 号	農用地利用集積計画の決定について（所有権移転 6 件）	P 19～25
10	議 案 第 4 号	月形町農業委員候補者評価委員会委員の選任について	P 26
11	議 案 第 5 号	月形町農業委員候補者の募集期間について	P 27

<p>事務局 梅澤政仁</p>	<p>月形町農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が努めることになっておりますので、多田会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>只今の出席委員数は11名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>本日をもって招集された平成29年第1回月形町農業委員会総会を只今より開会いたします。(午後3時30分)</p> <p>議事日程はお手元に配付のとおりです。</p> <p>日程番号1番、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により、議長において、1番直委員、2番中嶋委員の両君を指名いたします。</p> <p>日程番号2番、会期の決定をいたします。お諮りいたします。</p> <p>平成29年第1回月形町農業委員会総会は、1月26日、本日1日限りとしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>異議なしと認めます。よって、平成29年第1回月形町農業委員会総会は、1月26日、本日1日限りとすることに決定いたしました。</p> <p>日程番号3番、会務報告。会務報告はお手元に配付のとおりです。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局 梅澤政仁</p>	<p>平成28年12月27日から平成29年1月25日までの会務報告です。</p> <p>平成28年12月27日、平成28年第12回月形町農業委員会総会を、役場委員会室で10名の委員の出席により開催をいたしました。</p> <p>平成28年12月28日、事前協議を農業委員会会議室で開催しております。賃貸借3件につきまして、協議・確認を行いました。小野委員、鹿嶋委員が立会をされました。</p> <p>平成29年1月13日、月形町新年交礼会が多目的研修センターで開催されました。当農業委員会からは、10名の農業委員が出席をされました。</p> <p>1月17日、市町村農業者年金協議会代議員等研修会が、美唄市の美唄市民会館で開催されました。月形町からは、農業委員11名、農業者年金協議会から水口副会長、山田理事、事務局2名が出席をしました。帰町後、農業委員と年金協議会役員との意見交換会を行っています。</p> <p>1月19日、農地移動適正化あっせん月形地区委員会が、役場委員会室で11名の委員の出席により開催をいたしました。利用権設定7件、所有権移転5件を審議いたしました。</p>

	<p>1月20日、月形町農業再生協議会臨時総会が、役場大会議室で開催をされております。当農業委員会から多田会長、直会長代理、私が出席をしました。</p> <p>同日、農業経営改善計画認定審査会が、月形町農協会議室で開催されております。当農業委員会から大江委員と私が出席をしました。再認定3件、認定変更1件を審議されました。</p> <p>同日、白川祥二道議を囲む新年交礼会が、滝川市ホテル末広で開催をされております。多田会長が出席をされました。</p> <p>1月23日、北海道農業会議平成28年度第3回代表理事・専務理事会が、札幌市ホテル札幌ガーデンパレスで開催されました。多田会長が出席をされました。</p> <p>以上で会務報告のご説明を終わります。</p>
議長 多田正光	<p>説明が終わりました。質問、ご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>質問、ご意見がありませんので、会務報告は、報告済みとします。</p> <p>続きまして、日程番号4番、報告第1号。農用地のあっせん申し出について、売渡し1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
事務局 梅澤政仁	<p>議案書1頁をご覧ください。</p> <p>報告第1号、農用地のあっせん申し出について、売渡し1件を上程しております。</p> <p>月形町農地移動適正化あっせん基準第7条第1項の規定により、下記の者から農用地の売渡しの申し出があったので報告します。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>申出人樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。土地、月形町□□□□、現況地目田8,369㎡。以下田の計4筆43,336㎡、畑の計1筆5,223㎡、その他として農業用施設用地5筆11,658㎡、合計10筆60,217㎡。説明資料の2頁に所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>なお、担当委員としまして、小野委員、鹿嶋委員に担当をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 多田正光	<p>説明が終わりました。質問、ご意見ございませんか。</p>

議長 多田正光	<p>(なしの声あり)</p> <p>質問、ご意見がありませんので、報告第1号は、承認します。</p> <p>続きまして、日程番号5番、報告第2号。農用地のあっせん申し出について、売渡し・貸付け、2件を議題といたします。</p> <p>なお、番号1番と2番を一括報告とします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
事務局 梅澤政仁	<p>議案書2頁をご覧ください。</p> <p>報告第2号、農用地のあっせん申し出について、売渡し・貸付け2件を上程しております。</p> <p>月形町農地移動適正化あっせん基準第7条第1項の規定により、下記の者から農用地の売渡し貸付けの申し出があったので報告します。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1、申出人樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。土地、月形町字篠津原野□□□□、現況地目田18,589㎡。以下田の計4筆95,962㎡、その他としまして農業用施設用地1筆2,208㎡、合計5筆98,170㎡。説明資料の3頁に所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>議案書3頁をご覧ください。</p> <p>報告第2号、番号2。申出人樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。土地、月形町字札比内□□□□、現況地目畑333㎡。以下田の計5筆69,356㎡、畑の計4筆4,565㎡、合計3筆重複しておりますので5筆で73,921㎡。説明資料の4頁に所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>なお、担当委員としまして、鹿嶋委員、青柳委員に担当をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります</p>
議長 多田正光	<p>説明が終わりました。質問、ご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>質問、ご意見がありませんので、報告第2号は、承認します。</p> <p>続きまして、日程番号6番、報告第3号。あっせん委員会報告についてを議題といたします。</p> <p>なお、番号1番から12番まで一括報告とします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
事務局 梅澤政仁	<p>議案書4頁をご覧ください。</p>

報告第3号、あっせん委員会報告について。

あっせん委員会より月形町農地移動適正化あっせん基準に基づき、あっせん結果の通知がありましたので報告します。

本日の提出です。

1、あっせん結果。

番号1、あっせん内容。申出人樺戸郡月形町□□□□、〇〇〇〇さん。申出年月日・内容、平成28年7月14日、売渡し、貸付け。対象地、樺戸郡月形町字篠津原野□□□□、他1筆、合計73,681㎡。相手方、樺戸郡月形町□□□□、〇〇〇〇さん。

あっせん結果、協議年月日・結果、平成28年11月21日、成立。契約の種類、賃貸借、農業経営基盤強化促進法。賃貸期間、平成29年1月27日から平成31年11月30日までの3年間。賃借料、△△△△円。あっせん委員、黒宮委員、福井委員。

議案書5頁をご覧ください。

報告第3号、番号2、あっせん内容。申出人夕張市□□□□、〇〇〇〇さん。申出年月日・内容、再貸付け。対象地、樺戸郡月形町□□□□、1筆、12,380㎡。相手方、樺戸郡月形町□□□□、〇〇〇〇さん。

あっせん結果、協議年月日・結果、平成28年12月15日、成立。契約の種類、賃貸借、農業経営基盤強化促進法。賃貸期間、平成29年1月27日から平成33年11月30日までの5年間。賃借料、△△△△円。あっせん委員、直会長代理、中嶋委員。

報告第3号、番号3、あっせん内容。申出人樺戸郡月形町□□□□、〇〇〇〇さん。申出年月日・内容、再貸付け。対象地、樺戸郡月形町字篠津原野□□□□、他4筆、合計98,170㎡。相手方、〇〇〇〇さん。

あっせん結果、協議年月日・結果、平成28年12月21日、成立。契約の種類、賃貸借、農業経営基盤強化促進法。賃貸期間、平成29年1月27日から平成31年11月30日までの3年間。賃借料、△△△△円。あっせん委員、黒宮委員、福井委員。

議案書6頁をご覧ください。

報告第3号、番号4、あっせん内容。申出人樺戸郡月形町□□□□、〇〇〇〇さん。申出年月日・内容、再貸付け。対象地、樺戸郡月形町字知来乙□□□□、1筆、5,773㎡。相手方、〇〇〇〇さん。

あっせん結果、協議年月日・結果、平成28年12月21日、成立。契約の種類、賃貸借、農業経営基盤強化促進法。賃貸期間、平成29年1月27日から平成38年11月30日までの10年間。賃借料、△△△△円。あっせん委員、西川委員、渡辺委員。

報告第3号、番号5、あっせん内容。申出人樺戸郡月形町□□□□、○○○
○さん。申出年月日・内容、再貸付け。対象地、樺戸郡月形町□□□□、他9
筆、合計64,559㎡。相手方、樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。

あっせん結果、協議年月日・結果、平成28年12月28日、成立。契約の種
類、賃貸借、農業経営基盤強化促進法。賃貸期間、平成29年1月27日から
平成33年11月30日までの5年間。賃借料△△△△円。あっせん委員、小野
委員、鹿嶋委員。

議案書7頁をご覧ください。

報告第3号、番号6、あっせん内容。申出人樺戸郡月形町□□□□、○○○
○さん。申出年月日・内容、再貸付け。対象地、樺戸郡月形町□□□□、他8
筆、合計34,328㎡。相手方、樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。

あっせん結果、協議年月日・結果、平成28年12月28日、成立。契約の種
類、賃貸借、農業経営基盤強化促進法。賃貸期間、平成29年1月27日から
平成33年11月30日までの5年間。賃借料、△△△△円。あっせん委員、小
野委員、鹿嶋委員。

報告第3号、番号7、あっせん内容。申出人樺戸郡月形町□□□□、○○○
○さん。申出年月日・内容、再貸付け、借主変更。対象地、樺戸郡月形町□□
□□、他3筆、合計35,787㎡。相手方、樺戸郡月形町□□□□、○○○○さ
ん。

あっせん結果、協議年月日・結果、平成28年12月28日、成立。契約の種
類、賃貸借、農業経営基盤強化促進法。賃貸期間、平成29年1月27日から
平成33年11月30日までの5年間。賃借料、△△△△円。あっせん委員、鹿
嶋委員。

議案書8頁をご覧ください。

報告第3号、番号8、あっせん内容。申出人樺戸郡月形町□□□□、○○○
○さん。申出年月日・内容、平成28年6月27日、貸付け。対象地、樺戸郡月
形町字当別原野□□□□、他2筆、合計5,741㎡。相手方、○○○○さん。

あっせん結果、協議年月日・結果、平成28年12月21日、成立。契約の種
類、売買、農業経営基盤強化促進法。売買価格、△△△△円。あっせん委員、
黒宮委員、大江委員。

報告第3号、番号9、あっせん内容。申出人樺戸郡月形町□□□□、○○○
○さん。申出年月日・内容、平成28年8月15日、売渡し。対象地、樺戸郡月形
町字知来乙□□□□、他2筆、合計2,134.33㎡。相手方、○○○○さん。

あっせん結果、協議年月日・結果、平成28年12月21日、成立。契約の種
類、売買、農業経営基盤強化促進法。売買価格、37,530円。あっせん委員、
西川委員、渡辺委員。

	<p>議案書9頁をご覧ください。</p> <p>報告第3号、番号10、あっせん内容。申出人樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。申出年月日・内容、平成28年7月19日、売渡し、貸付け。対象地、樺戸郡月形町字篠津原野□□□□、1筆、6,808㎡。相手方、○○○○さん。</p> <p>あっせん結果、協議年月日・結果、平成28年12月21日、成立。契約の種類、売買、農業経営基盤強化促進法。売買価格、△△△△円。あっせん委員、大江委員、渡辺委員。</p> <p>報告第3号、番号11、あっせん内容。申出人樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。申出年月日・内容、平成28年7月14日、売渡し、貸付け。対象地、樺戸郡月形町字篠津原野□□□□、他7筆、合計47,956㎡。相手方、樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。</p> <p>あっせん結果、協議年月日・結果、平成28年11月21日、成立。契約の種類、売買、農業経営基盤強化促進法。売買価格、△△△△円。あっせん委員、黒宮委員、福井委員。</p> <p>議案書10頁をご覧ください。</p> <p>報告第3号、番号12、あっせん内容。申出人樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。申出年月日・内容、平成28年5月20日、売渡し。対象地、樺戸郡月形町字市南□□□□、1筆、9,211㎡。相手方、○○○○さん。</p> <p>あっせん結果、協議年月日・結果、平成28年12月21日、成立。契約の種類、売買、農業経営基盤強化促進法。売買価格、△△△△円。あっせん委員、中嶋委員、渡辺委員。</p> <p>2、通知文としまして、説明資料の5頁から11頁にかけまして、あっせん委員会からの報告書の写しを添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>議長 多田正光 報告第3号、番号1番から12番までの説明が終わりました。質問、ご意見ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>議長 多田正光 質問、ご意見がありませんので、報告第3号は、承認します。</p> <p>続きまして、日程番号7番、議案第1号。農地法第5条の規定による許可について、変更1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
--	--

<p>事務局 梅澤政仁</p>	<p>議案書11頁をご覧ください。</p> <p>議案第1号、農地法第5条の規定による許可について、変更1件を上程しております。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による使用貸借による権利設定について、下記のとおり変更承認申請がありましたので、変更承認の議決を願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>申請内容、計画変更申請者〇〇〇〇さん。許可年月日、平成27年12月18日。変更内容、権利の存続期間について、「平成29年3月31日まで」を「平成29年9月30日まで」に変更。説明資料の12頁に事業計画変更承認申請書の写し、13頁に所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>本件は、基盤整備のための土砂採取を目的として農地法第5条の規定により、使用貸借による一時転用の知事許可の申請があり、平成27年11月総会において審議の結果、適当と認められるとの意見書を付して空知総合振興局へ進達をしております。平成27年12月18日付けで知事より許可がなされております。</p> <p>今般、平成28年の台風による道内被災地の復旧・復興のため、機材及び人員の派遣により、当初申請期間内での事業完了ができなくなったため、事業期間の延長を目的とした事業計画変更承認申請書の提出が借主からありました。</p> <p>農地法第4条及び第5条に伴う農地転用の許可については、平成28年度から知事より月形町長へ権限委譲を受け、また、町より当農業委員会へ地方自治法第180条の2の規定により事務委任がなされております。</p> <p>また、空知総合振興局農務課の担当主査との協議の結果、当該事業は、砂利採取ではなく土砂採取であり、一時転用後は農用地への復元を目的としている。</p> <p>農地転用に関しては、月形町へ権限委譲をされているため、月形町農業委員会で現地確認のうえ、当初の事業目的のとおり工事を進めており、適切な理由により事業が完了しなかったと判断した場合は、期間の延長はやむを得ないとの回答でありました。</p> <p>このため、今般の変更承認申請での事業期間であります、権利存続期間の延長についてご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>補足説明を鹿嶋委員お願いします。</p>

委員 鹿嶋春雄	<p>昨年12月20日、多田会長、直会長代理、小野委員と確認を行っております。</p> <p>今般、土砂採取後に農地を造成し、土地所有者へ農地を返し営農を継続するため、農地法第5条による一時転用について事業期間の延長を目的とした計画変更申請が提出され、変更の理由・必要性・変更後の内容等を確認した結果、農業経営、農地耕作の関係からも今般の変更は適当であると思われます。</p> <p>以上です。</p>
議長 多田正光	<p>議案第1号の説明が終わりました。質疑ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>質疑、ご意見がありませんので、議案第1号について原案に賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長 多田正光	<p>全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして、日程番号8番、議案第2号。農用地利用集積計画の決定について、利用権設定7件を議題といたします。</p> <p>番号1番を事務局より説明を願います。</p>
事務局 梅澤政仁	<p>議案書12頁をご覧ください。</p> <p>議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、利用権設定7件を上程しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記の農用地利用集積についての決定の議決を願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1、権利区分賃借権。貸主樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。申出理由離農。借主樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。申出理由経営規模拡大。借主の経営状況は議案書に記載のとおりです。申出地、樺戸郡月形町字篠津原野□□□□、現況地目田68,908㎡。以下田の計、合計ともに2筆73,681㎡。希望事項、賃借料総額、△△△△円。10a当賃借料は議案書に記載のとおりです。賃貸期間、平成29年1月27日から平成31年11月30日までの3年間。説明資料の14頁に所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長 多田正光	補足説明を福井委員お願いします。
委員 福井 誠	<p>この件につきまして、貸主から農業経営の離農に伴い、あっせんの申し出があり、黒宮委員と地域の担い手へあっせんを行った結果、借主以外にあっせんの希望がなく、借主にあっせんを行うことになりました。</p> <p>11月21日、黒宮委員、私、事務局2名により事前協議を行い、出し手の貸主と地域の担い手の借主双方の意向を確認いたしました。</p> <p>合意になった内容につきましては、議案書に記載のとおりです。</p> <p>また、農用地利用集積計画の作成に関しては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の全ての要件を満たしております。</p> <p>以上です。</p>
議長 多田正光	<p>番号1番の説明が終わりました。質疑ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>質疑、ご意見がありませんので、議案第2号、番号1番について原案に賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長 多田正光	<p>全員賛成ですので、議案第2号、番号1番は、原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして、同じく議案第2号、番号2番を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
事務局 梅澤政仁	<p>議案書13頁をご覧ください。</p> <p>議案第2号、番号2、権利区分賃借権。貸主夕張市□□□□、○○○○さん。申出理由再貸付。借主樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。申出理由再借受。借主の経営状況は議案書に記載のとおりです。申出地、樺戸郡月形町□□□□、現況地目田12,380㎡の1筆です。希望事項、賃借料総額、△△△△円。10a当賃借料は議案書に記載のとおりです。賃貸期間、平成29年1月27日から平成33年11月30日までの5年間。説明資料の15頁に所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>なお、調査書の判断につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の全ての要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 多田正光	番号2番の説明が終わりました。質疑ご意見等ございませんか。

	<p>(なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>質疑、ご意見がありませんので、議案第2号、番号2番について原案に賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長 多田正光	<p>全員賛成ですので、議案第2号、番号2番は、原案のとおり可決しました。続きまして、同じく議案第2号、番号3番を議題といたします。事務局より説明を願います。</p>
事務局長 梅澤政仁	<p>議案書14頁をご覧ください。</p> <p>議案第2号、番号3、権利区分賃借権。貸主樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。申出理由再貸付。借主○○○○さん。申出理由再借受。借主の経営状況は議案書に記載のとおりです。申出地、樺戸郡月形町字篠津原野□□□□、現況地目田18,589㎡。以下田の計4筆95,962㎡、その他としまして農薬用施設用地1筆2,208㎡、合計5筆98,170㎡。希望事項、賃借料総額△△△△円。10a当賃借料は議案書に記載のとおりです。賃貸期間、平成29年1月27日から平成31年11月30日までの3年間。説明資料の16頁に所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>なお、調査書に判断につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の全ての要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 多田正光	<p>番号3番の説明が終わりました。質疑ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>質疑、ご意見がありませんので、議案第2号、番号3番について原案に賛成の方は、挙手を願います。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長 多田正光	<p>全員賛成ですので、議案第2号、番号3番は、原案のとおり可決しました。続きまして、同じく議案第2号、番号4番を議題といたします。事務局より説明を願います。</p>

<p>事務局 梅澤政仁</p>	<p>議案書15頁をご覧ください。</p> <p>議案第2号、番号4、権利区分賃借権。貸主樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。申出理由再貸付。借主○○○○さん。申出理由再借受。借主の経営状況は議案書に記載のとおりです。申出地、樺戸郡月形町字知来乙□□□□、現況地目田5,773㎡の1筆です。希望事項、賃借料総額△△△△円。10a当賃借料は議案書に記載のとおりです。賃貸期間、平成29年1月27日から平成38年11月30日までの10年間。説明資料の17頁に所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>なお、調査書の判断につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の全ての要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>番号4番の説明が終わりました。質疑ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>質疑、ご意見がありませんので、議案第2号、番号4番について原案に賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>全員賛成ですので、議案第2号、番号4番は、原案のとおり可決しました。続きまして、同じく議案第2号、番号5番を議題といたします。事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局 梅澤政仁</p>	<p>議案書16頁をご覧ください。</p> <p>議案第2号、番号5、権利区分賃借権。貸主樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。申出理由再貸付。借主樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。申出理由再借受。借主の経営状況は議案書に記載のとおりです。申出地、樺戸郡月形町□□□□、現況地目田4,914㎡。以下田の計、合計ともに10筆64,559㎡。希望事項、賃借料総額、△△△△円。10a当賃借料は議案書に記載のとおりです。賃貸期間、平成29年1月27日から平成33年11月30日までの5年間。説明資料の18頁に所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>なお、調査書の判断につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の全ての要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長 多田正光	<p>番号5番の説明が終わりました。質疑ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>質疑、ご意見がありませんので、議案第2号、番号5番について原案に賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長 多田正光	<p>全員賛成ですので、議案第2号、番号5番は、原案のとおり可決しました。続きまして、同じく議案第2号、番号6番を議題といたします。事務局より説明を願います。</p>
事務局 梅澤政仁	<p>議案書17頁をご覧ください。</p> <p>議案第2号、番号6、権利区分賃借権。貸主樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。申出理由再貸付。借主樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。申出理由再借受。借主の経営状況は議案書に記載のとおりです。申出地、樺戸郡月形町□□□□、現況地目田3,366㎡。以下田の計、合計ともに9筆34,328㎡。希望事項、賃借料総額、△△△△円。10a当賃借料は議案書に記載のとおりです。賃貸期間、平成29年1月27日から平成33年11月30日までの5年間。説明資料の19頁に所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>なお、調査書の判断につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の全ての要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 多田正光	<p>番号6番の説明が終わりました。質疑ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>質疑、ご意見がありませんので、議案第2号、番号6番について原案に賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長 多田正光	<p>全員賛成ですので、議案第2号、番号6番は、原案のとおり可決しました。続きまして、同じく議案第2号、番号7番を議題といたします。事務局より説明を願います。</p>

<p>事務局 梅澤政仁</p>	<p>議案書18頁をご覧ください。</p> <p>議案第2号、番号7、権利区分賃借権。貸主樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。申出理由離農。借主樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。申出理由経営規模拡大。借主の経営状況は議案書に記載のとおりです。申出地、樺戸郡月形町□□□□、現況地目田90㎡。以下田の計、合計ともに4筆35,787㎡。希望事項、賃借料総額△△△△円。10a当賃借料は議案書に記載のとおりです。賃貸期間、平成29年1月27日から平成33年11月30日までの5年間。説明資料の20頁に所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>補足説明を鹿嶋委員お願いします。</p>
<p>委員 鹿嶋春雄</p>	<p>当該農地につきましては、貸主と前借主の賃貸借期間の満了により、貸主と前借主に賃貸借継続の意向の確認を行いました。前借主が農業経営の縮小のため、賃貸借の継続は行わないとの意向でありました。</p> <p>このため、地域の担い手へあっせんを行った結果、借主以外にあっせんの希望がなく、借主にあっせんを行うことになりました。</p> <p>12月28日、私、事務局2名により事前協議を行い、出し手の貸主と地域の担い手の借主双方の意向を確認しました。</p> <p>合意になった内容につきましては、議案書に記載のとおりです。</p> <p>また、農用地利用集積計画の作成に関しては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の全ての要件を満たしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>番号7番の説明が終わりました。</p> <p>小野委員は、会議規則の規定により、議事参与の制限の対象となります。</p> <p>議案第2号、番号7番について、質疑ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>質疑、ご意見がありませんので、議案第2号、番号7番について原案に賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>全員賛成ですので、議案第2号、番号7番は、原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして、日程番号9番、議案第3号。農用地利用集積計画の決定について</p>

<p>事務局 梅澤政仁</p>	<p>て、所有権6件を議題といたします。 番号1番を事務局より説明を願います。</p> <p>議案書19頁をご覧ください。 議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、所有権移転6件を上程しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記の農用地利用集積についての決定の議決を願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1、権利区分所有権。譲渡人樺戸郡月形町□□□□、○○○○さん。申出理由離農。譲受人○○○○さん。申出理由経営規模拡大。譲受人の経営状況は議案書に記載のとおりです。申出地、樺戸郡月形町字当別□□□□、現況地目田4,069㎡。以下田の計2筆5,677㎡、その他としまして農業用施設用地1筆64㎡、合計3筆5,741㎡。対価、△△△△円。所有権移転時期、平成29年1月27日。引渡の時期、対価の支払日。支払期限、平成29年4月30日。10a当単価は、議案書に記載のとおりです。説明資料の21頁に所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>補足説明を黒宮委員お願いします。</p>
<p>委員 黒宮勝美</p>	<p>譲渡人から離農に伴いあっせんの申し出があり、大江委員と地域の担い手へあっせんを行った結果、譲受人以外にあっせんの希望がなく、譲受人にあっせんを行うことになりました。</p> <p>8月22日、大江委員、私、事務局2名により事前協議を行い、出し手の譲渡人と地域の担い手法人の譲受人双方の意向を確認いたしました。</p> <p>合意になった内容につきましては、議案書に記載のとおりです。</p> <p>また、農用地利用集積計画の作成に関しては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の全ての要件を満たしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>番号1番の説明が終わりました。質疑ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>質疑、ご意見がありませんので、議案第3号、番号1番について原案に賛成の方は、挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長 多田正光	全員賛成ですので、議案第3号、番号1番は、原案のとおり可決しました。 続きまして、同じく議案第3号、番号2番を議題といたします。 事務局より説明を願います。
事務局 梅澤政仁	議案書20頁をご覧ください。 議案第3号、番号2。権利区分所有権。譲渡人樺戸郡月形町□□□□、○ ○○○さん。申出理由離農。譲受人○○○○さん。申出理由経営規模拡大。 譲受人の経営状況は議案書に記載のとおりです。申出地、樺戸郡月形町字篠 津原野□□□□、現況地目田6,808㎡の1筆です。対価、△△△△円。所有権 移転時期、平成29年1月27日。引渡の時期、対価の支払日。支払期限、平成 29年4月30日。10a当単価は、議案書に記載のとおりです。説明資料の22 頁に所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。 以上で説明を終わります。
議長 多田正光	補足説明を大江委員お願いいたします。
委員 大江健一	譲渡人から離農に伴いあっせんの申し出があり、地域の担い手へあっせん を行った結果、譲受人以外にあっせんの希望がなく、譲受人にあっせんを行う ことになりました。 昨年8月22日、私、事務局2名により事前協議を行い、出し手の譲渡人と地 域の担い手法人の譲受人双方の意向を確認いたしました。 合意になった内容につきましては、議案書に記載のとおりです。 また、農用地利用集積計画の作成に関しては、農業経営基盤強化促進法第 18条第3項の各号の全ての要件を満たしております。 以上です。
議長 多田正光	番号2番の説明が終わりました。 黒宮委員は、会議規則の規定により、議事参与の制限の対象となります。 議案第3号、番号2番について、質疑ご意見等ございませんか。
	(なしの声あり)
議長 多田正光	質疑、ご意見がありませんので、議案第3号、番号2番について原案に賛成 の方は、挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議長 多田正光	全員賛成ですので、議案第3号、番号2番は、原案のとおり可決しました。続きまして、同じく議案第3号、番号3番を議題といたします。事務局より説明を願います。
事務局 梅澤政仁	議案書21頁をご覧ください。 議案第3号、番号3、権利区分所有権。譲渡人樺戸郡月形町□□□□、〇〇〇〇さん。申出理由離農。譲受人樺戸郡月形町□□□□、〇〇〇〇さん。申出理由経営規模拡大。譲受人の経営状況は議案書に記載のとおりです。申出地、樺戸郡月形町字篠津原野□□□□、現況地目田18,782㎡。以下田の計7筆47,476㎡、その他としまして農業用施設用地1筆480㎡、合計8筆47,956㎡。対価、△△△△円。所有権移転時期、平成29年1月27日。引渡の時期、対価の支払日。支払期限、平成29年5月31日。10a当単価は、議案書に記載のとおりです。説明資料の23頁に所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。 以上で説明を終わります。
議長 多田正光	補足説明を福井委員お願いします。
委員 福井 誠	譲渡人から離農に伴いあっせんの申し出があり、黒宮委員と地域の担い手へあっせんを行った結果、譲受人以外にあっせんの希望がなく、譲受人にあっせんを行うことになりました。 11月21日、黒宮委員、私、事務局2名により事前協議を行い、出し手の譲渡人と地域の担い手の譲受人双方の意向を確認いたしました。 合意になった内容につきましては、議案書に記載のとおりです。 また、農用地利用集積計画の作成に関しては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の全ての要件を満たしております。 以上です。
議長 多田正光	番号3番の説明が終わりました。質疑ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)
議長 多田正光	質疑、ご意見がありませんので、議案第3号、番号3番について原案に賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 多田正光	<p>全員賛成ですので、議案第3号、番号3番は、原案のとおり可決しました。 続きまして、同じく議案第3号、番号4番を議題といたします。 事務局より説明を願います。</p>
事務局 梅澤政仁	<p>議案書22頁をご覧ください。 議案第3号、番号4、権利区分所有権。譲渡人樺戸郡月形町□□□□、○ ○○○さん。申出理由離農。譲受人○○○○さん。申出理由経営規模拡大。 譲受人の経営状況は議案書に記載のとおりです。申出地、樺戸郡月形町字知 来乙□□□□、現況地目宅地793.33㎡。以下畑の計1筆1,251㎡、その他とし まして農業用施設用地2筆883.33㎡、合計3筆2,134.33㎡。対価、△△△△円。 所有権移転時期、平成29年1月27日。引渡の時期、対価の支払日。支払期 限、平成29年3月31日。10a当単価は、議案書に記載のとおりです。説明資 料の24頁に所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。 以上で説明を終わります。</p>
議長 多田正光	<p>補足説明を西川委員お願いします。</p>
委員 西川 優	<p>譲渡人の離農に伴いあっせんの申し出があり、渡辺委員と地域の担い手へ あっせんを行った結果、譲受人以外にあっせんの希望がなく、譲受人にあっせ んを行うことになりました。 9月8日、渡辺委員、私、事務局2名により事前協議を行い、出し手の譲渡人 と地域の担い手法人の譲受人双方の意向を確認いたしました。 合意になった内容につきましては、議案書に記載のとおりです。 また、農用地利用集積計画の作成に関しては、農業経営基盤強化促進法第 18条第3項の各号の全ての要件を満たしております。 以上です。</p>
議長 多田正光	<p>番号4番の説明が終わりました。質疑ご意見等ございませんか。 (なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>質疑、ご意見がありませんので、議案第3号、番号4番について原案に賛成 の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
議長 多田正光	<p>全員賛成ですので、議案第3号、番号4番は、原案のとおり可決しました。</p>

<p>事務局 梅澤政仁</p>	<p>続きまして、同じく議案第3号、番号5番を議題といたします。 事務局より説明を願います。</p> <p>議案書23頁をご覧ください。</p> <p>議案第3号、番号5、権利区分所有権。譲渡人樺戸郡月形町□□□□、○ ○○○さん。申出理由離農。譲受人○○○○さん。申出理由経営規模拡大。 譲受人の経営状況は議案書に記載のとおりです。申出地、樺戸郡月形町字市 南□□□□、現況地目田9,211㎡の1筆です。対価、△△△△円。所有権移転 時期、平成29年1月27日。引渡の時期、対価の支払日。支払期限、平成29 年11月30日。10a当単価は、議案書に記載のとおりです。説明資料の25頁 に所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>補足説明を中嶋委員お願いします。</p>
<p>委員 中嶋雅義</p>	<p>12月21日、渡辺委員、私、事務局2名により事前協議を行い、出し手の譲 渡人と地域の担い手法人の譲受人双方の意向を確認いたしました。</p> <p>申出地は、以前より譲渡人と譲受人との間で農業経営基盤強化促進法によ り賃貸借を行ってきた土地です。</p> <p>今般、譲渡人から売り渡しをしたいという意向があり、譲受人の意向確認の 結果、双方所有権移転の合意に至りました。</p> <p>合意になった内容につきましては、議案書に記載のとおりです。</p> <p>また、農用地利用集積計画の作成に関しては、農業経営基盤強化促進法第 18条第3項第1号から4号の全ての要件を満たしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>番号5番の説明が終わりました。質疑ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>質疑、ご意見がありませんので、議案第3号、番号5番について原案に賛成 の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>全員賛成ですので、議案第3号、番号5番は、原案のとおり可決しました。 続きまして、同じく議案第3号、番号6番を議題といたします。 事務局より説明を願います。</p>

<p>事務局 梅澤政仁</p>	<p>議案書24頁をご覧ください。</p> <p>議案第3号、番号6、権利区分所有権。譲渡人〇〇〇〇さん。申出理由農地保有合理化事業。譲受人〇〇〇〇さん。申出理由経営規模拡大。譲受人の経営状況は議案書に記載のとおりです。申出地につきましては議案書25頁をご覧ください。樺戸郡月形町字篠津原野□□□□、現況地目田18,241㎡。以下田の計9筆103,331㎡、畑の計1筆2,560㎡、その他としまして農業用施設用地2筆839㎡、合計12筆106,730㎡。議案書24頁へお戻りください。対価、△△△△円。所有権移転時期、平成29年1月27日。引渡の時期、対価の支払日。支払期限、平成29年2月28日。10a当単価は、議案書に記載のとおりです。説明資料の26頁から27頁にかけまして所在図を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>本件は、〇〇〇〇から農地保有合理化事業により、一時貸付けを受けている対象地を、予定より早く経営状態が安定したことにより、一時借受者であります譲受人から〇〇〇〇へ繰上げ買受けの申し出をし、〇〇〇〇より売渡しの同意があったものです。</p> <p>今後は、本総会での議決後、2月末までの土地代金支払いの後、〇〇〇〇から譲受人へ対象地の所有権移転登記が行われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>番号6番の説明が終わりました。</p> <p>黒宮委員は、会議規則の規定により、議事参与の制限の対象となります。議案第3号、番号6番について、質疑ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>質疑、ご意見がありませんので、議案第3号、番号6番について原案に賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>全員賛成ですので、議案第3号、番号6番は、原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして、日程番号10番、議案第4号。月形町農業委員候補者評価委員会委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>なお、番号1番と2番を一括議題とします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>

<p>事務局 梅澤政仁</p>	<p>議案書26頁をご覧ください。</p> <p>議案第4号、月形町農業委員候補者評価委員会委員の選任について。</p> <p>月形町農業委員候補者評価委員会設置要綱第3条第1号に規定する者について、次の者を選任したいので審議を願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1、樺戸郡月形町□□□□、〇〇〇〇さん。生年月日並びに経歴は記載のとおりです。</p> <p>番号2、樺戸郡月形町□□□□、〇〇〇〇さん。生年月日並びに経歴は記載のとおりです。</p> <p>次期月形町農業委員会委員の選任は、月形町農業委員会委員の選任に関する規則に基づき、町長が地域等から農業委員候補者の推薦・応募を行います。</p> <p>推薦・応募のあった農業委員候補者については、農業委員会委員の選任に関する規則第7条の規定に基づき、月形町農業委員候補者評価委員会で農業委員候補者に対する評価を行い、この結果を町長へ報告し、町長はこの結果に基づき農業委員任命予定者を定め、町議会の同意を得たうえで、農業委員に任命いたします。</p> <p>月形町農業委員候補者評価委員会設置要綱第3条に規定する評価委員の内、農業者若しくは農業に関する見識を有する候補者以外の者・2名以内、につきましては、今後の担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止のため、農業委員候補者の中から地域の農業、農地、農業者の実情を十分把握する者を農業委員任命予定者として選考する必要があります。</p> <p>このため、農業委員会活動、農地行政等に精通した元農業委員の中から評価委員を選考したいと考え、本件のとおり提案をいたしました。</p> <p>今後につきましては、本件の議決を得ました後、町長の決裁を得て評価委員を委職いたします。</p> <p>なお、評価委員の任期は、委職の日から町長が農業委員を任命する日までです。</p> <p>また、評価委員会は、町の付属機関としないため、評価委員への報酬及び費用弁償の支払いはいたしません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>議案第4号、番号1番と2番の説明が終わりました。質疑ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>質疑、ご意見がありませんので、議案第4号、番号1番と2番について原案に</p>

<p>議長 多田正光</p>	<p>賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第4号、番号1番と2番は、原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして、日程番号11番、議案第5号。月形町農業委員候補者の募集期間についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局 梅澤政仁</p>	<p>議案書27頁をご覧ください。</p> <p>議案第5号、月形町農業委員候補者の募集期間について。</p> <p>月形町農業委員会委員の選任に関する規則第6条の規定により、農業委員候補者の推薦及び募集期間を次のとおり定めることとしたいので審議を願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>1、推薦及び募集期間、平成29年2月22日から平成29年3月21日までの28日間とする。</p> <p>ただし、推薦及び募集の中間公表日において、候補者の推薦等が農業委員の定数に満たない場合は、期間を延長する。</p> <p>期間を延長する場合は、会長の専決により行うこととする。</p> <p>2、周知の方法につきましては、(1)町広報紙から(4)町掲示板までの方法で周知をいたします。</p> <p>3、周知文につきましては、説明資料の28頁から30頁にかけまして農業委員候補者募集の周知文を添付しておりますのでご参照をお願いいたします。</p> <p>月形町農業委員会委員の選任に関する規則が制定されましたので、次期月形町農業委員会委員を任命するため、農業委員候補者の募集期間について審議を願います。</p> <p>推薦及び募集の期間は議案書に記載のとおりですが、募集期間の中間公表日の3月7日において、候補者の推薦等が農業委員定数11名に満たない場合は会長の専決により募集期間を4月18日まで延長いたします。</p> <p>また、募集期間の周知につきましては、2月20日発行の町おしらせ号、町ホームページ等により周知いたします。</p> <p>今後につきましては、本件の議決を得ました後、町長の決裁を得て農業委員候補者の募集を開始いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 多田正光</p>	<p>議案第5号の説明が終わりました。質疑ご意見等ございませんか。</p>

	<p>(なしの声あり)</p>
議長 多田正光	<p>質疑、ご意見がありませんので、議案第5号について原案に賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり可決しました。 以上をもちまして、本総会に附議された全ての議件が終了いたしました。 以上を以って平成29年第1回月形町農業委員会総会を閉会といたします。 ご苦労様でした。(午後4時40分)</p>